

規制・制度改革に関する分科会 議事概要

1. 日時：平成24年1月27日（金）15:32～17:04
2. 場所：永田町合同庁舎7階特別会議室
3. 出席者：
（委員）岡素之（分科会長）、大室康一（分科会長代理）、安念潤司、大上二三雄
翁百合、川本裕子、各分科会委員
（有識者）高木勇樹 NPO法人日本プロ農業総合支援機構副理事長
（事務局）館規制・制度改革担当事務局長、宮本行政刷新会議事務局次長
高島参事官、小村参事官
4. 議題：
（開 会）
（1）フォローアップ調査の結果等について
（2）規制全般の見直しに向けた考え方について
（3）各ワーキンググループの現状等について
（4）有識者ヒアリング
高木 勇樹 NPO法人日本プロ農業総合支援機構副理事長
（閉 会）
5. 議事概要：

○岡分科会長 それでは、「規制・制度改革に関する分科会」を開催いたします。

皆様方、御多忙の中御出席をいただき、誠にありがとうございます。本日は、議事次第にもございますとおり、「フォローアップ調査の結果等について」、「規制全般の見直しに向けた考え方について」、「各ワーキンググループの現状等について」を御議論いただきまして、その後にNPO法人日本プロ農業総合支援機構の高木副理事長からお話を伺う予定でございます。

なお、本日、所用により、佐久間委員は御欠席でございます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

まず「議題1. フォローアップ調査の結果等について」ですが、これは過去の閣議決定事項のフォローアップについて、昨年12月に各府省に依頼した調査の回答を基に事務局で整理した結果であります。

それでは、事務局より説明願います。

○小村参事官 事務局から説明させていただきます。

一番後ろの方に参考資料ということで、12月6日の分科会で決定していただきました「フォローアップの実施とその進め方について」を付けております。その中で「2 フォロー

アップの進め方」の「(1) 具体的な流れ」に③というのがありまして、「実施状況の分析・検証、各府省ヒアリングを踏まえ、改革事項に関する指摘事項について、分科会で議論する。各府省の取組で模範的と思われるものがあれば、共有する。」ということになっておりまして、この段階ではまず今日、各府省のヒアリングをする項目を決めていただきたいということで御議論をお願いしたいというのが趣旨でございます。

前に戻っていただきまして、具体的な資料は資料1、2、3と3つになっています。資料1については概要。資料2については、今、言いました「重点フォローアップ項目候補」と書いてありますけれども、ヒアリング候補についての資料。資料3というのが全ての府省から回答がありましたフォローアップの状況の原票でございます。左側が閣議決定の内容、右側が府省からの回答状況という資料になってございます。

具体的な中身について御説明させていただきます。

資料1は先ほど言いましたように概要となっておりまして、これまでフォローアップ対象範囲として6つの閣議決定をしておりますが、その内容について各府省から回答の提出を得ております。

下の○でございますが、全項目、閣議決定の項目数として362項目、その中にも実施項目等の違いがありますので、フォローアップとして点検すべき単位とすれば458という小項目になっております。うち、経済対策の前倒し等もありますので、18項目、小項目にして25小項目については重複案件ということになります。その中から本日御議論いただくために幾らか絞り込みまして、重点フォローアップ候補、項目候補ということで掲げておりますのが、下にあります分科会本体で対応するものとして25項目、これは19項目のものと6項目は積極的な取組ということで掲げておるものでございます。

2番目が第1WGで見ていただくものが8項目。そして、第2WGは、実は先行して既に対応しているものが13項目ありまして、それらの合計で46項目という形になってございます。

資料2が具体的な項目候補のリストになってございます。全体のつくりを申しますと、1ページ目、2ページ目につきましては、分科会本体で対応するものということで、主はこの中からヒアリング候補の項目を大体時間にしまして分科会でこの後3回ぐらい、1日に大体3つかなと思っております9項目程度、ですから、全部で1ページ目、2ページ目に19項目ございますが、大体半分ぐらいに最終的には絞り込みたいというのが事務局側の意向でございます。

3ページ目が先ほど申しました「積極的な取組と推察されるもの」というのが6項目ありまして、4ページ目が第1WGで対応するものということで経済連携、あとヒト・モノ・カネの被災地への動き、まちづくり等のものが並んでおります。あと第2WG、こちらについては既に実際にヒアリングを開始しておりまして、ここにあります13項目について、残り1項目という形になってございますので、幾らか経過の報告にはなりますが対応していただいているリストでございます。

そうしましたら、資料2の頭に戻っていただきまして、内容について御説明させていただきます。これらの項目につきましては、これがヒアリングの具体的な項目候補となっております。分析検証に際して確認が必要な項目について府省からの回答内容を踏まえて国民の関心の高さあるいは経済活性化などの改革のインパクト等の観点から、事務局の方で今20弱に絞り込んだリストになっております。

先ほど言いましたように、日程から、およそ半分程度に絞り込んでいただきたいと思えます。分野とすれば1ページ目、1番目が「保険外併用療養の範囲拡大」というものでございます。これについては閣議決定における例示事項に係る取組の詳細や更なる範囲拡大に向けた取組について確認したい、ということで掲げております。

2番目、3番目、5番目、6番目、7番目、そして10番目、これらが医薬品と医療機器の審査に関わるものでございまして、これらについては全体をまとめて申しますと、「新成長戦略」等における当該分野の重要性ということで、様々な政策の中で重要なものとして取り上げられておりますので、これまでの取組の詳細と今後の方向性というものをきちんと見ておくべきではないかということで掲げさせていただいております。

4番目につきましては、ICTの利活用促進ということで、遠隔医療等の範囲の問題。

8番目が一般用医薬品のインターネット等の販売規制の見直しの問題。

9番目が訪問看護ステーションの開業要件の見直しという問題となりまして、これらは個別のものでございますけれども、非常に国民的な関心も高い、あるいは被災地においての特例措置等もございまして、きちっと状況を確認した上で、それを踏まえた内容となっていることを確認したいということで掲げさせていただいております。

2ページ目、こちらは11番目から14番目につきましては、農業の関係の項目になっております。第1クール、第2クールにつきましては、比較的、参入とか農業環境の整備ということで、農協ですとか農業委員会、こういったところについて問題意識を持って取り組んできたということでございます。

その回答でございまして11、12、13、14の項目について、措置状況についてきちっと確認すべきではないかということで掲げさせていただいているということでございます。

15、16については、水産関係でございまして、こちらについても地震等を踏まえて様々に国民的な関心事でもございまして、これを機にきちっと見ていったらどうかという問題意識でございまして。

17、18、19については、国土交通省関係のものでございます。これはそれぞれ個々にちょっと状況が異なりまして、17で言いますと検討ということできちっと閣議決定の内容のとおり検討はしていただいているのですけれども、最終結果については幾らか閣議決定上、方向性としては異なっているのかなというものもございまして、そういったものをきちんと確認する。

18番については、検討状況ということで、経年的にこれを見させていただいている中で

非常に長い期間かけて検討していらっしゃいますので、その内容について聴くという内容となつてございまして、以上、1番目から19番目を掲げさせていただいているということでございます。

ざっと3ページ目の「積極的な取組と推察されるもの」についても御紹介申し上げます。1番目のPFIにつきましては、もともと閣議決定の中で法改正まで求めておりませんが、これについてはきちんと法改正いただいて対象範囲等を広げていただいたということで積極的な取組ではないかということで掲げさせていただきました。

リチウムイオン電池の取扱いの見直しについては、検討会を設けていただいて、産業界とかなり議論をしていただいて、最終的に双方納得ある結論を導いていただいたと思っております。

3つ目の医行為の範囲の明確化については、これまでできませんでした介護職員の方のたんの吸引等ができるような形で法改正等を行っていただいたというもの。

4番目の農地賃借の許可の迅速化につきましては、標準処理日数等の短縮をきちんと掲げて、これを示しながら、積極的に取り組んでいらっしゃるということで掲げてございます。

あと国際航空貨物のチャーター輸送におけるフォワーダー・チャーター便の運航容易化につきましては、これについてもかなり大胆に要件緩和していただいて取り組んでいらっしゃるというもの。

6番目のマンション投資への悪質な勧誘に対する規制強化につきましては、従来、法制を所管する国土交通省、消費者庁の間にどちらの法律で対処するかというお話があった中で、両省協力してきちんとやっていただいて、周知に加え効果なども測定して積極的に取り組んでいただいていると推察できるということでここに掲げさせていただいております。

なお、これらの候補項目については、冒頭申しましたとおり、確認が必要なものという観点で見っておりますので、必ずしもこれらそのものが指摘事項なのだというものでもありませんし、逆にこのリストにないからといって指摘しないというものでもございません。事務的にもきちっと細かなところも点検させていただいて、同時並行的に進めていって最終的には指摘するかどうかも含めてもう一度議論していただく。ここの場で御確認いただきたいのは、ヒアリングの対象の項目として進めるかどうかということでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問を頂きたいと思いますが、説明にもありましたように、今後の日程等から考えまして、重点フォローアップ項目として取り上げることができるものはおおむね半分程度ということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

今回、資料2で重点フォローアップ項目の候補を挙げさせていただいておりますが、こ

のリストに載っている項目あるいはその他の項目の中から重点フォローアップ項目として取り上げるべきだというものがありましたら、その点も御意見としてお願いしたいと思います。

それでは、早速、御意見を頂きたいと思います。よろしくお願いたします。

どなたからでも結構でございます。どうぞ。

○大室分科会長代理 これは半分程度というけれども、一気にこれぐらいできてしまわないのか。3回ぐらいやるのでしょうか。

○岡分科会長 数の問題ですか。

○大室分科会長代理 はい。

○小村参事官 やり方の工夫をすればあるかとは思いますが、全部というのは難しいかなという気もいたします。例えば医薬品・医療機器などについては、幾らか絞って幾つかの項目を一緒にするということで効率的にやるということはできるかもしれませんが、全体となりますと3日間の日程で処理するのは厳しいかなということでございます。

○岡分科会長 どうぞ。

○大上委員 日程が厳しいところで1つまた提案をさせていただくのは恐縮なのですが、42ページの一番下にある「稼働中の産業遺産の世界遺産への登録」というテーマ、これは第2クールでかなり熱心に検討したテーマで、蓮舫大臣も現場に行かれたというようなこともある。省庁横断型のテーマです。関わる場所は文科省、経産省、国交省、外務省、内閣官房、かなり省庁横断型で新しい仕組みをやろう、つくろうということです。

世間的な注目も非常に高いテーマで、平成23年度、できるだけ会議で早期にということであったものが、今、検討を重ねて佳境に来ていると聞いておりますので、私はこのテーマを是非重点フォローアップの項目に加えてヒアリングをしてはいかがかと思っております。いかがでしょうか。

○岡分科会長 先ほどのリストに載っていない項目として、今、大上さんからあったこの42ページのをリストアップ候補として挙げたらどうかという御意見でございます。それに対して今、賛成、反対とここで議論するのではなく、とりあえずそれはそれで承っておくということにさせていただきたいと思っております。

他はいかがでしょうか。翁さん、どうぞ。

○翁委員 議論の整理なのですが、農業と医療というのは分科会としての重点分野と位置付けておりますね。例えば保険外併用療養、混合診療とか、ここには挙がっていませんけれども、農地の問題とか、そういったものはいずれにせよ取り組まなければならないと思っているのですが、この混合診療はフォローアップとしてやってもいいわけですが、重点項目として取り上げるべき重要なテーマではないかと思うのですが、それをどちらにするかというのはどういうふうに考えていけばいいのですか。いずれにせよ私はやるべきだと思っております。

○岡分科会長 このリストに載っているのは、事務局としてはこのリストのもので皆さ

んに御提案しているわけで、今、大上さんからあったように載っていないものがあつたら言っていただくということで、今日の議論を踏まえて日程の問題もございますので、トータルとして10項目ぐらいに絞り込んだらどうだろうかというのが事務局提案です。

その10項目ぐらいに絞るということを皆さんがOKだという前提でいきますと、その10項目を絞り込む中に今、翁さんが言った項目を入れるかどうかということになると思います。

○翁委員 だから、農地とかフォローアップとか書いていませんけれども、重要ですね。ですから、別途取り組まなければいけない、ヒアリングをしなければいけないと思っていますのですけれども、特に農業と医療の重点項目の中でフォローアップに載ってくるものと載っていないものがあるので、それが落ちないように考えていく必要があるかなと思います。

○岡分科会長 分かりました。農業の分野も幾つか今の中にリストアップされているものもあれば載っていないものがある。農地などは載っていないわけですね。それについては正に皆さんの意見を聴いてまた考えたいと思うのですけれども、とりあえず今日これは事務局案でございます。

私もこれを見まして、これだけの件数がありますから、フォローアップの項目数だけでも300だとか400がありますので、それを全部重点項目としてヒアリングするということは時間的に無理だという意味ですけれども、どこか絞り込むしかないのだろうなど。それを絞り込むに当たって委員の皆さん方からこれは是非やるべきだというような御意見を聴かせていただいて、その意見を踏まえてこの分科会としてやっていく。分科会本体で取り上げないものもあるわけですけれども、この分科会本体として重点項目として取り上げるものをそれぐらいに絞り込むという考え方です。

どうぞ。

○大上委員 あと1点だけ。あとはプライオリティの付け方という観点で、2ページの15番、16番、水産関係のテーマが挙がっているかと思えます。確かに重要なテーマでありますし、実態には極めて問題があるのではないかということも分かりますが、一方でプライオリティということを考えたときには、やはり農業、それも農業生産法人、新規参入あるいは農地といったようなことをまとめてやる方にプライオリティがあるのではないかという気がいたします。

○岡分科会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○川本委員 翁さんもおっしゃいましたけれども、農業と医療ということでこの分科会は最初スタートしたわけですから、1～10と11～14をやっていくのが優先順位的には高いのではないかなという感じがしています。ただ、それでも項目が多いというのであれば、どの項目でどれくらい時間がかかるのかというのは実際の作業をしてみないと分からないと思うので、この辺は事務局の方たちにどのくらいの作業量なのかということを考えていた

だきながら選んでいただくというのがいいのではないかと思います。

○岡分科会長 ありがとうございます。

いかがですか。安念さん、何か御意見はございますか。

○安念委員 おっしゃるように、医療と農業を重点項目と決めた以上はそこにプライオリティがあるのは私も当然だと思うのです。本当は特例容積率とかとてもやりたいと思えますけれども、どうしても選べというのならしょうがない。

11～14は私もそのとおりでと思います。1ページ目はまとめ方によるのではないのでしょうか。つまり、1と2はインディペンデントというか、他のものと独立しているし、9もどうか、8も随分違う話なので、8、9はしょうがないから落とすでもいいとは思いますが、3と5と10はまとめて議論した方がいいような気がします。結局はラグの問題ですから、1つにまとめてとにかく早くやれという、そこで戦うと。そういうのでどうでしょうか。

あと再生医療の推進は大きいですが、これは攻め口を考えないと話が拡散してしまうので、これは是非取り上げたらいいと思いますが、論点を絞った方がよさそうですね。4はとても大切、どんどん大切。もう離れたところから手術器具を動かすことができる時代ですから、地元のやぶ医者に診てもらわなくても本当はいいんだ。それはとても大切だと思います。薬の対面販売と同じで、人の顔を見なければできないとか言い出すのだけれども、人の顔を今ちゃんと見られるのですから全然何の問題もない。

ということで、では結局何を言ったのかというと、1、2は1つ。1、2、4がそれぞれ独立、3、5、10で固めるというのが私の提案です。

○岡分科会長 ありがとうございます。

そうしますと、今までの皆さんの意見を聴いておまして、共通しているところは、この第3クールの重点分野である医療、農業、ここを優先的に取り上げるということは皆さんのコンセンサスでありますから、そういう考え方で絞り込んでいくということにしたいと思います。

この今日の御意見を伺ったのを踏まえまして、事務局とも相談して私の方で重点フォローアップ案件を取りまとめてみたいと思います。そういう形で進めるということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○岡分科会長 ありがとうございます。まとも次第、直ちに皆様に御連絡いたしますので、お待ちいただきたいと思います。

フォローアップヒアリングを行うものについては、具体的な日程、スケジュールを事務局の方で整理いたしまして、これもまた御連絡させていただくということにしたいと思います。

フォローアップについては以上ですが、第3クールが始まったときからですけれども、何としてもこのフォローアップに注力して実現させるということで取り組んでいきたいと

思いますので、是非皆様方の御協力をお願いしたいと思います。

次に、「議題2. 規制全般の見直しに向けた考え方について」に移りたいと思います。前回の分科会でも申し上げましたとおり、改革の実現性を向上させるため、規制全般の見直しルールの検討に併せまして、各省が主体的に改革を進めるような体制整備もつくっていくということも検討していく必要があることを考えております。

そこで、昨年末に私自身、15省庁の官房長クラスを個別に回りにまして、体制等についての意見交換をしてまいりました。前回のルール化に引き続きまして、本件につきましても議論をしていただきたく、議論のたたき台を今日は用意いたしましたので、事務局より説明をお願いいたします。

○小村参事官 資料4になります。前回、ルール化ということで御議論いただきまして、その延長線上ということで、今日は体制、あとサイクルといったところを御議論いただきたいと思っております、事務局として議論のたたき台になるペーパーを用意させていただきました。

「Ⅰ 基本的考え方」ということで3点掲げております。各府省が主体的・積極的に改革に取り組む体制を整備し、規制・制度改革に関する分科会はそれを支援するというのが1つ。

2つ目が、各府省は、期間1年間のPDCAサイクルを基本に取り組み、分科会は「P」と「C」、プランニングとチェックの過程で関与をするというのが2つ目。

分科会が各府省の取組を広報等によってアピールし、各府省の成果向上を支援するというのが3つ目。これを基本に据えております。

「Ⅱ 進め方」として2つに分けております。上段がサイクルの確立の件、下段が体制の件でございます。

上段、今後、PDCAサイクルを確立するために規制・制度改革の在り方を検討するというので、これはまた次回以降、この部分について幾らか議論させていただければと思っております。

「当面」の部分、下段の方は体制の話、本日御議論いただきたいという中心のところでございますが、当面、現在、各府省と分科会が取り組んでいる既定改革事項のフォローアップ等の作業を円滑に進めるための体制を明確化し、それを公表することによって、国民の関心の下で規制・制度改革の取組を一層推進させることを目的にして、各府省に規制・制度改革推進のための府省内の体制整備をお願いするというを進めていくというのが1つのやり方として考えられるかなということで記載させていただいております。

そうなりますと、推進体制の整備のモデルといいますか絵姿というのはこういう形のものかなというのがⅢでございまして、呼称と構成。構成の中にはチームリーダー、官房長等。チーム事務局として担当の課長、課が明記されなければいけないかなということ。

めくっていただきまして、チームメンバーとして、各課長さんが集まる集団であればこういう形のものでスタンダードかなということで記載しております。なお、この府省の

チームについては、やり方とすればお願いをし、最終的には事務局で取りまとめて公表するという事で各省の積極的な取組を促すというやり方もあるかなということでございます。

また、当然チームをつくってくださいということになりますと何をやるのだということになりますので、当面のチームの業務内容ということで第3クールの活動の業務、「国民の声」に関する業務、こういうP D C Aの検討そのものに関する御相談というのものもあるかなと思っております記載しています。

来年度以降については、P D C Aのサイクル等も検討して行って、先ほど言いました基本の考え方にあります1年間のP D C Aサイクルに取り組んでいただくということになりますので、規制・制度改革推進プランの策定であるとか、プラン策定に際して分科会と調整いただくとか、プランの進捗管理をしていただいて自己評価いただくとか、評価に関する分科会との調整をやっていただくとか、これはもちろん、今後検討、協議していく内容ではございますが、そういったものが予想されるのかなということでございます。

主な論点として5点書かせていただいております。全体として政府全体で進めていくわけですから、各省が認識共有するということが必要なのですけれども、考え方とか戦略というものをどう徹底していくかというのが1つありますねというのが1番目です。

各府省がプランを策定して分科会がそれに関与する場合に、当然、分科会と各省の考え方というのがずれてくるということがございますけれども、こういった場合にどう調整していくのかというのが2つ目。

プランの実施状況を分科会がチェックするという事とした場合に、評価基準とか評価手法をどうするかというのが3つ目。

4番目は、P D C Aを回すと一言で言っておりますが、それぞれどんな期間でやっていくのかということですか、計画の在り方みたいなことももちろん議題になるのかなと思います。

あと、府省間の競争喚起とかインセンティブの1つとして、公開をしていく、公開プロセスを導入するという事も考えられると思いますが、そういった場合に「P」と「C」で分科会が関与するという事で基本的な考え方に記載がありますが、P D C Aのどこでどういう公開プロセスを組み込んでいくのかということが論点になろうかということで、これは粗い形の論点のペーパーになってございますけれども、これをたたき台としていただいて、皆様方で御議論いただきたいということでございます。

よろしく申し上げます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

たたき台でございます。皆さんの御意見を十分これから聴かせていただいて、第3クールとして最終的に何らかの取りまとめができればよろしいのではないかと考えています。

それでは、今の事務局の説明をも踏まえまして、御意見がございましたらお願いしたいと思います。

どうぞ。

○大上委員 この内容はこのとおりだと思うので、今後の考え方として2点、私が思っておりますところを言わせていただきます。

まず1点は、こうやって各省の自主性に任せようという太陽政策で対応するに当たって、いかに褒めていくかということ、組織的にノーだけれども、個人的には変えるべきだと思っている人間はたくさんいると思うのですが、そういう人たちにどういう形でインセンティブを与えていくか、やる気になってもらうか、そういう観点が非常に重要。どう褒めていく、評価する、そういうような観点を1つ考えていただきたいという感じがあります。

もう一つは、今回、フォローアップをやってみて、規制・制度改革をやれという中身が地域に任せる、あるいは地域協議会をつくってやると、あるいはそういった進め方が多いように感じました。一見それは前進ではあると思うのですが、一方で地域に任せるときにうまくいくか、必ずしもうまくいかない、むしろ利害関係で凝り固まっている部分はひょっとして中央より地方の方が強いような領域も多々あるわけですし、そういうところを地域に任せるとするのは、ある意味中央の政策当局者から見たときに多少無責任な解決策である。これは個別にどれがというわけではないのですが、そういうような対応があるのではないかなと感じました。

対応案を横串で見えていったときに全体的なところからどう評価して押さえていくか。そのような視点についても、今後この分科会の中で考えて、様々なチェックの中に織り込んでいく必要があると感じております。

以上、2点です。

○岡分科会長 ありがとうございます。他、いかがでしょう。

お願いします。

○翁委員 今の御意見と関連する点なのですが、チームメンバーにこういう関係課長とか総務課長とか所管課長という方々をあらかじめ想定するのはどうかなという感じがいたします。むしろそういう省内で改革に対して非常に前向きな人が手を挙げて、そういった仕事ができるような仕組みを考えてとか、何らかの官房長直属の組織にするとか、そういうようなやり方をとらないとなかなかうまくいかない可能性もあるのではないかなと思います。

○岡分科会長 ありがとうございます。

他はいかがでしょう。今の翁さんの御意見ですが、私もそういう考え方に近いのです。事務局がこういうアイデアでたたき台を出していただいていますけれども、省庁によってもう少し柔軟にやってもらってもいいのかなと。ポイントはやる気のある人が集まるということが一番重要なのだと思います。ただ、さりとて組織をつくらなければいけないということでもありますから、頭は官房長にお願いして、あとは官房長に任すというのが一案かなという思いもしているのですけれども、この辺のところについてもまたもう少し皆さんの意見を聴いていきたいと思っています。

○大室分科会長代理 改革推進チームをつくってほしいという要望書は分科会長名で出すのですか。

○小村参事官 やり方としてはいろいろあると思いますけれども、会長名で出すというやり方もあるのかと思います。もちろん、閣議決定とか上位のステージでやればやるほどきちんと全て整えてということになりますが、比較的任意性を残して自発的にやってくれということであれば、逆に言いますと会長からお願いするということでも可能かなと。

○大室分科会長代理 会長名で出す方が早いのですか。

○小村参事官 スピードはそうです。

○大室分科会長代理 分科会としては、何としても実現すべく行動しているわけですから、スピード感は非常に重要なポイントだと思います。政務官や副大臣、大臣の名前で出す場合、時間ばかりかかってなかなか実効性が上がらない懸念がありますが、一方で分科会長名で出した場合、どのような反応が想定されますか。

○小村参事官 分科会長名で出しても、何をしてほしいのだということがきちんと伝わっていれば、伝えるという意味では問題ないかと思います。ただ、全ての府省にやっていただくという意味においては、やはりそういう形式の違いというのはかなり影響力もあろうかと思いますが、その点はいいところも悪いところもあるのかなということでございます。

○岡分科会長 今の太室さんの御指摘については、私もちょっとメリット、デメリット両方あると思っていて、スピード感では「今日にでも出したい」と私は事務局に言っているのですが、それはスピード感という意味ではよろしいのですが、受け手の方でしたら、分科会の会長名よりも、例えば行政刷新会議のしかるべき担当、例えば大臣若しくは副大臣の名前で出した方が、効果があるのであれば、スピードと効果の関係についてもう少し考えてみたいなと思っております。

○大室分科会長代理 担当者に対する正当な評価を考慮すると、それなりに官の職責にある人の名前を一緒に付けておいた方が、受け手側としては評価しやすいと思います。分科会長名で出す方が、スピードの観点では早いのですが、実効性を高めるためには、どうすべきか、という問題が一番重要だと思います。

○岡分科会長 両面から検討させていただきたいと思います。

○大室分科会長代理 実効性が一番大事ではないかと思います。

○大上委員 政治家に褒めて評価してもらおうということは非常に重要な要素だと思います。

○岡分科会長 このたたき台の中で私自身非常に重要視している点が1点ございまして、それは最低1年間という期間でPDCAを回しながら規制改革を進めていくということがあります。第1クールが3か月、第2クールが6か月、6か月の空白を置いて今度は第3クールが立ち上がって9か月と。やはり規制・制度改革などというものを進めるときにはもっと腰を据えて、かつ継続的にやるべきだと思うのですが、3か月、6か月、9か月とこういう短期間ではなかなか成果が上がってこないのではないかという気がいたし

ます。第3クールは既に9か月という期間が決められていますから、これはこれでやるとしても、今後の体制をつくるときにはその期間もしっかりと訴えていくべきかなと考えております。

○大室分科会長代理 全く同感です。

○岡分科会長 それでは、本件につきましては、今日でおしまいということではなくて、次回以降も意見交換をさせていただきますので、引き続き御協力をお願いしたいと思います。それでは、第2議題はとりあえずここで一旦切らせていただきます。

続きまして、「議題3. 各ワーキンググループの現状等について」ということで、事務局より説明願います。

○小村参事官 口頭で簡単になりますが、ここまでのWGの動きを御紹介申し上げます。第1WGについては、この間、1月20日金曜日に開催をさせていただきました。経済連携関連で自動車の基準の関係、電子機器の技術基準適合自己確認制度という制度について、省と事業者側に来ていただきましてヒアリングを実施しております。あわせて日本再生関連のヒアリングということで国家戦略室に来ていただいてヒアリングをしております。

もう少し広く問題意識、特に日本再生の部分等で募ろうということで、委員の提案の提出依頼というのもこの間に行っておりまして、併せて各分科会の委員の方にもお出しただければということをお願いしているという状況でございます。

今後につきましては、2月9日を今予定しておりまして、引き続き事業者のヒアリング、あとフォローアップ、今日は第1WGの対応というものがリストにあります。こういったものと、あと「国民の声」の要望というのがある程度整理できてくると思っておりますので、そういったものと先ほど言いました委員提案を踏まえて、その整理も加えて次回やっていきたいという状況で動いております。

第2WGにつきましては、今、事業者のヒアリングが一通り終わりました。その後、関係省庁からのフォローアップヒアリングを鋭意やっております。予定しました項目があと1回を残して終わっておりまして、2月2日に第4回のWGを開いていただいて、この後、詰めていきます改革項目の粗々のリストを提示させていただき、そんな方向で動いております。

以上です。

○岡分科会長 ありがとうございます。もしも補足があればそれぞれのワーキングの担当から御意見頂きたいのですが、まず第1WGの大室さん、いかがでしょうか。

○大室分科会長代理 第1WGはこれまで、2回開催しています。12月に1回行いました。

○小村参事官 この間という意味では。

○大室分科会長代理 この間という意味では今の御説明のとおりです。第2WGに比べてややスピードが遅れているような感もありますが、今後、少し集中的に議論していき、予定どおりに進めていきたいと思っております。

○岡分科会長 川本さん、何かありますか。よろしいですか。

では、第2グループの安念さん、何かございましたら。

○安念委員 回数は重ねていますが、大体こんなことを言うてくるだろうなということを書いてきているのですが、世の中、3.11以降変わって、特に1 kWhの電気でも欲しいのだから、今までとは違った考え方でやってくれというので何とか押そうと思っております。

○岡分科会長 ありがとうございます。今の第1、第2WGについて何か御意見がありましたら。よろしいですか。

それでは、この2つのWGの活動状況につきましては、今後とも適宜この分科会で御報告いただきたいと思います。

次の議論に移らせていただきます。本日は、有識者といたしまして高木勇樹NPO法人日本プロ農業総合支援機構副理事長に来ていただいておりますので、御専門の農業分野について御説明をいただきたいと思います。

それでは、高木先生、よろしく願いいたします。

○高木副理事長 こういう場を頂きまして、ありがとうございます。

それでは、私は資料をお出ししておりますので、それを基に、時間も大変制約をされているので、簡単にポイントだけお話ししたいと思います。

私が出しておりますメモ、資料5というものですが、これは「農業・農政改革論議の前提（メモ）」という表題でつくっております。

これはどういうことかということ、農業・農政改革のために行われる規制・制度改革の切り口、物差しについて、私なりに御参考にしていただければということでございます。どういうことかということ、農業・農政改革の結果、どういう農業・農政を展望するのか。要するにそのためにどういう規制・制度改革が行われなければならないのか。そういう大きな方向として目指すべきものをまずしっかりと持つべきではないかということなのです。

私なりの考えでいけば、農業・農政が目指すべきものというのは、持続する産業として経営として取り組める、またそのように取り組んでいる、私は持続的農業経営体と言っています。これは別に家族であろうが農協を含む組織であろうが、農業法人であろうが経営形態を問う必要はないと思いますが、そういった持続的農業経営体の創意工夫、努力が生かされて、経営の自由度が高まるようにしていくことだと思います。農業経営というのは、農地とか人だとか技術とか、その他、マーケティング能力とか商品開発とかマネージメント能力とかそういうものが経営資源だと思いますけれども、そういうものの総合体だと思います。

そういうことと言えば、今、申し上げたような大きな方向を切り口に、物差しとすると、一体、農林水産業の実態というのはどうなっているのか。それはどういう形で守られているのか、それをきちんと押さえないと、農地は農地、技術は技術、その規制をどうするかというようなことになってしまうのではないかと。そういうことから言いますと、今の農業の守り方というものをきっちりと検証すべきではないかということでございます。

それとの関連で、最近出された政府方針を検証すべきです。参考資料の方の1枚目でご

ざいます。私は今の話と関連するポイントになるものを2つだけ申し上げて議論の参考にさせていただきたいと思います。

それは去年の10月25日に政府方針として決まった、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」でございます。「IV. 速やかに取り組むべき重要課題」の(4)を御覧ください。

高いレベルの経済連携と農林漁業の再生、食料自給率の向上との両立を実現するためには、この基本方針にいろいろ課題が書いてあるのですが、その課題をクリアーして、なおかつ国民の理解と安定した財源が必要だと。その次に消費者負担から納税者負担への移行、直接支払制度の改革、開国による恩恵の分配メカニズムの構築も含め、具体的に検討する。そして、その次に、種々の対立構造を避け、冷静な議論が行われるよう、必要な情報を国民に開示するとあります。

情報というものは、言ってみれば非常に大きな規制なのです。情報がどこかに止まってどこにも出ない、ないしはそこでしかその情報が使われていないということになれば、その情報を使っているいろんなことを考える人たちが考えられないということですから、これは大きな規制だと思います。

ですから、必要な情報を国民に開示するというのも非常に重要なことだと思います。私のメモの方を見ていただきたいのですが、農林水産業、特に農業について、1の(1)を御覧ください。保護している、今、守っているのですけれども、関連するあらゆる指標をみれば明らかなように、衰退をしている。負のスパイラルに陥っていると思います。これは細かくは御説明しません。いろいろと既に情報があると思いますので。

では、部門ごとに保護の仕組みはどうなっているのか。稲作も、畜産も、果樹も野菜も花きも保護の仕組みは違います。ほとんど保護されていないものもございます。いろいろございます。それでは、部門ごとの保護のコストはどうなっているのか。これは20年程前WTO農業協定が発効して、そこで1つの保護の仕組み及び保護の財源というものが決まりました。これは今でも基本的に変わっておりません。この時点で完成した保護のコストというのはどうなっているのかということで、これはある新聞が出していましたけれども、日本は消費者負担が78%、EUは15%、米国は6%、そういうようなことを言っています。これはどういうふうな数字か私は精査していませんけれども、一応経済協力開発機構のデータから出したのだとあります。こういう納税者負担と消費者負担が今どういう形で部門ごとに保護のコストとしてあるのかということをしちゃんと押さえる必要があるのではないかと。

部門ごとのコストパフォーマンス。日本の農業には、部門ごとにそれぞれ異なる強みと弱みがあります。強い部分は生かす、弱い部分は何年かかけて直していく。そういうときに一体保護をどこにすればいいのか、どこを守ることによって弱みを強みに転換できるのか。こういうことを考えるには、最低限こういうことをきちんと出した上で議論することが必要ではないかということでもあります。

次に書いてあるのが農業経営政策ということと地域政策のところなのですが、私が先ほど申し上げましたように、農業経営というのは農地や人や技術、経営ノウハウとか、そういうものを全部総合的なものとして押さえるべきだと思います。そういうところに対するいろいろな政策、今の保護の仕組みと、地域政策とは全く違う世界として考えないと、要するによく言われるような小規模の農業者を切り捨てるのではないか、そういう非常におかしな議論に発展しかねない。そういうことをきちんと押さえるということがなぜ必要かという、守り方が変わってくるからであります。守り方をどう変えるかというのは、今、申し上げたようなところをきちんと押さえた上でやらなければいけないと思います。

裏返しのところですが、具体的対応策というところにありますけれども、要するにそういうことで強み、弱みを基に経営全体を押さえる。例えば今の所得補償は、どちらかというところとコメとか麦とかモノごとに所得補償をやっています。稲作は稲作、他は他。それでは、おかしいと思うのです。例えば、北海道の場合、畑作経営というのは麦をやり、大豆をやり、いろいろなものを輪作体系でやっています。経営として押さえて、経営に対してセーフティネットを張るべきだと思います。そうすれば、農業経営者が何を作ったらいいかは自分で判断する。もちろん、生産目標というものを出すというのはいいいとは思いますが、自分で何を作るかは判断するということになると思うのです。

そうすると、要するに保護の仕組み、保護の財源をどうするかということです。その次に、今、申し上げたように、この基本方針・行動計画では、消費者負担から納税者負担への移行というものを具体的に検討すると言っているわけです。そうすると、守り方を変えるということなのです。消費者負担というのはどういうことなのか。要するに関税とかマークアップとかそういうものです。それを変えるということですから、今度は納税者負担でやるということになれば、当然、今の保護の仕組みは変えなければいけないということになります。

もう一つ、私がポイントとして申し上げておきたいのは、基本方針・行動計画で「目指すべき姿と基本的考え方」の中の「基本的考え方」の部分に言われていることでもあります。ここでは規模のことはさておき、その次に書いてある、実現するために担い手、農地、生産対策、関連組織等に関する仕組みを見直す。見直すだけではなくて、一体的に改革すると言っているのです。ここは非常に重要なポイントだと思います。政府が具体的にどういうふうを考えておられるのか私には分かりません。しかし、一般的に一体改革という以上、先ほど私が申し上げたように、農業経営を全体として捉えて改革ということに必然的になるのではないかと。

要するに、農業経営をそういうことで守っていくのだということになれば、今度は農地制度の考え方もがらっと変わるはずですが、どういうふうにがらっと変わるかは細かくは今日は説明できませんけれども、参考2に私のそういうふうにした場合にはこんなふうになるのではないかとということで、持続的農業経営体の総合支援法、そういう中で農地が位置付けられるのです。経営資源として利用されることが大前提ということで、全く規制の考

え方、規制のやり方が変わるということになると申し上げておきたいと思います。

一番重要なのは、そうやって保護の仕組みと保護財源が変わるということは、本当に日本の農業を根本から変えることになります。これはある意味いい方向だと思います。なぜいい方向か。消費者負担というのは非常に見えにくいです。関税がどうだというのは、恐らく一般の消費者はほとんど分かりません。もっと簡単に例を挙げて言うと、非常に大ざっぱに申し上げますが、小麦、日本では非常に重要な食糧です。これが大体日本で600万トンぐらい需要されています。そのうち100万トンぐらいしか日本では生産していません。そうすると、500万トンは外から入る。ところが、小麦は御案内のとおり北海道が中心でかなり効率よく生産していますけれども、今の段階ではまだまだ海外の小麦にかなわない。したがって、海外から入ってくる残りの500万トンの小麦が安く入る。日本の小麦よりコストが安くできていますから。それをそのまま流通させたら日本の小麦は壊滅します。したがって、500万トンの海外からの麦に対して、国内のコストとの差をとって高く売る、その差益を財源として国内対策に向けている。これは消費者負担です。

これは消費者には見えないです。今度、消費者負担を仮にゼロにするか減らしていくと、例えば、消費者は安い小麦を使った製品が食べられる。しかし、国内の麦を守らなければいけない。この守り方を今度国民の税金、納税者負担ですということですから、非常に透明性が高まり、幾ら農業に対して保護しているか、農業経営がどういう姿か。逆に言えば、農業経営は非常に透明性を高めなければいけないことになると思います。

要するに、農業者自身もどれだけ保護されているかというのが分からない。それが消費者負担でどれだけ、納税者負担でどれだけかも分からない。国民一般も分からない。そういう中で議論が行われれば、当然真つ当な議論にはならないし、日本の農業をどうするかにもつながらない。ということで、是非規制・制度改革という中で考えていただきたいのは、そういう大きな方向をどうするか。しかも今や国の方針として、政府の方針として、少なくとも今のような2つのことが出された後ですから、こういうことを一体どうやって実現するのか、または実現するとすれば今の農業の守り方なり農業の保護の仕組みはどうするのか。そうすると、規制・制度の改革の方向も大きな方向がきちんと見えて、農地制度をどうするか、農協制度をどうするか、こういうことになると思います。要するに部分からいくのではなくて、大きな方向からいくことが非常に大事ではないかということで、整理をさせていただいてお話をさせていただきました。

○岡分科会長 ありがとうございます。大変興味深いお話だったと思います。

それでは、今の高木先生のお話を踏まえまして意見交換をしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○川本委員 どうもありがとうございます。先生は、客観的分析はないし、パッケージで規制改革をしなければいけない、部門別採算を出していくべきだと、そういうパラダイム転換が必要だとおっしゃっていると理解をしたのですが、質問を3つさせていただきた

いのです。

1つ目は、農水省にお勤めでおられて、そのときにこういう政策をしていればもう少し何かの改革が進んだというようなイベントみたいなものがあつたかどうか。あるいは農地の話で規制改革が進んだきっかけは何だったかという、振り返られてこうあれば良かったのではないかということがあれば教えてください。

2つ目は、具体的対応策としていろいろ出していただいて、2ページ目と3ページ目なのですけれども、農地の集約というのはすごく大事なのではないかといろいろ議論されています。ここの所有と利用の分離とか、農地関係税制とか、どれも難しいと思うのですけれども、特にここを押せば少しは前に行くのではないかとというような優先順位みたいなものがもしあれば教えてください。

3つ目は、公正な第三者機関の設置をおっしゃっておられます。これは新たにつくるという御提案だと思うのですけれども、農業委員会を改革することで代わりとすることはできないのかということをございます。

以上、よろしく申し上げます。

○岡分科会長 お願いします。

○高木副理事長 ありがとうございます。私がやっていたときに何があれかと。言ってみれば、農業の歴史というのは、農政の歴史というのは恐らく米の歴史なのです。この話をすると長くなってしまふのですが、食糧管理制度という戦前、昭和17年にできた法律、これが戦後も非常な食糧難で、システムとして適合したのです。要するに、その頃は米が今と違って、今よりも倍以上国民は食べていました。したがって、それは国民の主食なのです。まさに実質的に主食であったのです。それを公平・公正に、そして本当に適正な価格で分配するということになる、国が需要と供給を全て管理する、このシステムが一番よかった。そのシステムが戦後50年続いたということです。もちろん、その中で自主流通米制度を入れるとか、価格形成の場を入れるとかいろいろしました。しかし、結局、食管法が廃止されたのは確か実質的には平成7年か8年です。そこまで続いたのです。

もちろん、随分変化しました。私も変化の中に身を置いておりましたからよく分かります。価格形成の場をつくる。これはある意味では全くそれまでのパラダイムを変えたのです。要するに政府が生産費所得補償方式で米の価格を決める、食管法はそういうことなのです。それを自主流通米が増えたことによって、その自主流通米に対して需給と品質で価格が決まる価格形成の場をつくった。これによって何が起こったかという、政治家が米の価格についてあれこれ言わなくなった、言えなくなった。むしろ自分の出身県の米はなぜこんなに市場で安く評価されるのかというような前向きなことになった。需要に合ったおいしい米づくりのための品種改良の競争が徹底して行われるようになったということで、これは大きなパラダイムの変化になったと思います。

私はそれでかなり意識が変わって行って、要するに構造の改革にもつながるであろうと考えましたけれども、しかし、一方において現実に起こったことは、特に水田農業の場合

には日本全体の土地問題もあったと思いますが、そういう中でなかなか構造が変わらない。むしろ平均1町が全体としては1.5町ぐらいになっただけ。大きくなった農家も結構います。しかし、大きくなった農家もなかなか集積という点ではうまくいっていない。例えば50ha経営しているといっても、それが30か所に分散していると。ひどいのはもっと分散している。そうすると、機械を効率的に動かすということにおいては、機械の効率性から行くと余り面積を増やしたくなくなるのです。こういう実態が起こっています。

それが農地制度の改革問題なのですが、この農地制度の改革問題というのは、なかなか議論すること自体がタブーだったのです。皆さんがお考えになると、全然そんなことではないのではないかとおっしゃるかもしれませんが、平成の御代になってもタブーだった。

要するにその議論をすることということは、農地解放の成果を維持している立派な世界に誇るべき農地制度に対して何か弓を引くのではないか、そんなことはないのですけれども、そういう意識です。皆さんにはその意識はなかなかお分かりにくいと思う。その議論がやっと、ある程度農地制度の問題がかなり深刻であるということが議論の対象になる、政治の分野でも行政の分野でも関係者の間でもできるようになったのは一体いつか。平成10年の前後です。それから今は農地制度の議論というのはほとんどタブーではないですね。何を言ってもまず矢が飛んでくることはないと思います。しかし、そのころまではそうだった。今、水田農の場合、こういう非常に大きな困難に直面しています。65.8歳というのが全体の農業就業者の平均年齢ですけれども、恐らく水田農業に従事されている方はもうちょっと高いという状況で、しかもいわゆる専業農家、主業農家という方が稲作総生産額に占めている割合はわずか4割、戸数では1割程度に過ぎない。他の畜産とか果樹とか野菜では7～8割が主業農家、専業農家、しかも後継者も割合おられるという状況です。

なぜそうなっているのだと言え、やはり農地制度だと思います。集積の問題を先ほどおっしゃいました。これについていろいろな形でやってきましたけれども、最後あるのは耕作者主義。今は耕作者主義を否定しているように見えますけれども、平成21年の改正後の農地法、5ページに参考資料で付けておきますので御覧ください。第1条の目的のところ、下線が引っ張ってありますけれども、限られた資源だと、貴重な資源であるに続けて、「耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ」とあります。これは正に耕作者主義を引きずっているわけです。更に農地を農地以外のものにするのを規制する、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進、と続きます。

右の方が改正前の法律の目的で、「農地はその耕作者みずからが所有することが最も適当である」と。この狙いは正に地主の復活を防ぐという1点にあったわけです。

ですから、そこで先ほどの話につながるのですけれども、私は農業委員会制度というのは非常に大きな役割を果たしたと思います。しかし、今、集積をする、農地をまとめて、特に土地利用型農業について一定のコスト削減をできるようにするということになると、農業委員会の与えられた使命、ミッションの原点に照らしてどうかと。農業委員会の委員

というのは選挙によって、もちろん、学識経験者も入りますけれども、基本的には選挙で委員が選ばれる。そういうシステムがなぜとられたかというのは、先ほど申し上げた農地解放の成果を維持することということで、地主の復活を防ぐ。今はそういう理念はずっと変わってきました。利用という方向に行かなければいけないということになっていきますけれども、そのことを農業委員会がミッションとしてできるか。

農業委員会の委員が悪いと言っているのではないです。要するにミッションとしてできるか。もし農業委員会改革をするならば、構造改革をミッションとしてもっとはっきりとさせ、体制も一新すべきではないか。当面の方策としては公正な第三者機関と競争させる。要するに農業委員会でもそういうことをやっているところもないわけではありませんが、そういうところはやってもら。そうではないところ、公正な第三者機関もやれるようにする。公正な第三者機関というのは極端なことを言えば、地図のゼンリンのようなああいうところがノウハウを提供して、そして地域の不動産業者ないしは本当に地域のことを知っている人たちに一定の公的資格を与えて第三者機関を構成する、これは農地の情報開示ができれば、県に1か所あればいいのではないか。

もう一つ言っているのは農地の情報開示です。農地の情報開示というのは、一番大事だと思います。どこにどういう農地があるかだけ分かればいいのです。別に個人情報是要らないです。不動産情報が街にあふれていますけれども、あれでいいのです。例えば南に面した農地である、酸性土壌である、酸性度はどれぐらいだ、昔は何を作っていたか、傾斜は、面積は。そういうことが分かれば、恐らく専門家が見れば、ここはどんなものに使えるか分かるはずで。そういう情報がデータベース化されて誰でもアクセスできる。そういうことがあれば、マッチングというのはそんなに難しくないと思うのです。

マッチングした後、やはり集落に受け入れられる人かどうかというのはあります。ですから、そこは一定の審査が必要というのは分かります。そういうシステムをつくれば、なにも農業者が情報を出すこともためらわなくなるでしょうし、アクセスする方もアクセスしやすい。マッチングができたときに普通の場合と違いますから、そこの一員になるわけですから、そういうことについては一定の審査があってもいいとは思いますが、そういうことを考えたらいかがなのかなと。いずれにしても、農地は経営資源の1つにすぎないのです。しかも、重要な1つだと。これが切り離されて経営と関係なく規制されても意味がないです。経営の一環として規制するならばいいのです。

ですから、入口は自由であって出口は規制するというのは私の考え方。入口は自由にして、誰でも借りられる。その村に住むことが適当であればということが前提かもしれませんが、しかし、出口、いわゆる農家をやめる、夜逃げする、そういうときには厳しく規制する。簡単に言えば供託金を取っておけばいいのではないかと。出ていったらそれで元に戻すというような仕組みを考えれば、それができるのではないか。なぜ入口で壁をつくるのかということ。そのために情報を開示してデータベースをきちんとつくるということをもっと急げば、私はいわゆる私の試案みたいな方向に行くのではないのかということ

を申し上げさせていただきました。

○岡分科会長 ありがとうございます。他はいかがでしょう。

どうぞ。

○大上委員 どうもありがとうございました。生産する農業というものに純粹にフォーカスした議論を今日伺えたと思うのですが、一方で、現実論として見たときには、例えば6次産業化というようなことで川下に出て付加価値を上げる、あるいは農業の関連産業のようなもの、肥料ですとか農薬ですとか様々な事業がありますし、あるいは農業土木と。あるいは農業者が実際に地域で兼業をやって生活していく。農業をめぐる環境には様々な小要素があると思うのですが、そちらについて、個々のことはよろしいですが、大きくこうあるべきだというお考えがあれば伺いたいと思いました。いかがですか。

○高木副理事長 私はここで6次産業化とかそういうことは特に触れていませんが、ここで申し上げたいことは、要するに農業は産業、経営である、しかも持続すべきだと。だから、持続的農業経営体と申し上げている。そういう人たちがやるべきというか、やっていること、ないしはやろうとしていることは、まさに今おっしゃられた自分の経営をどう付加価値のあるところへ伸ばしていくか。ないしはそういう付加価値をどうやって自分の経営に取り込むか。それは6次産業化なのです。既に持続的農業経営体でしっかりとしたことをやっている人たちがもう既に実現していることです。

ここで言っている持続的農業経営体というのは、私の考えでは農業経営というのはまさにそういうことである。要するに物をつくるだけではないと思うのです。付加価値を付けて売る、加工する、流通コストを下げる。ですから、当然のことながら外食等と組んで直接にそこに提供する。または外食と別法人をつくって農業経営をする。そういうことをやるような農業経営体という意味で申し上げます。

○大上委員 1つだけ私が危惧しておりますのは、例えば米だとか穀物といったような分野で農業の生産性あるいは収益性が低い現状がある中で、むしろ野菜ですとか果樹、園芸ですとか、あるいはそういったもの以外に例えばヘルスセンターですとか、そういう兼営、むしろ持続的経営体であろうとするために、むしろ農業の本体の生産性を高めるといよりは、むしろそういった周辺産業、関連産業で実際に経営をやっていくようなケースがままあるかと思うのですが、そういうところに全ての農業者が向かっていったときに、果たして本体の食料自給あるいは安全保障といったような部分がどうなるのであろうかと。あるいはそこが上がっていかないと日本の農業の再生というのは、本当はできないのではないかというような危惧を抱いているもので、そういう質問をさせていただいたのですが、その点についてはいかがお考えですか。

○高木副理事長 少なくとも持続的農業経営体としての経営展開をしている方々は、当然農業がベースで医療とのマッチングをやる。これはどういうことかという、ある農業経営体は何をやっているか実例でお話しします。段々と農業でいろいろなノウハウを得る。いろんなところに販売をしている。その中である医療関係者と会う機会がある。そういう

方々は異業種としょっちゅう付き合っているのです。そこから情報をもらう。実は障害者、特にメンタルの障害者には農業が一番いい医療になるのだと、そういうことはどうだろうと。耕作放棄地をその農業経営体の人は活用して、一部そういう人に、医療業務をやっている特にメンタル的な障害がある、ないしはそういう可能性がある人を、そこで受け入れてやりましょうということを始めたり、そういうふうに農業をベースにして発展しているというのが基本だと思います。

もちろん、医療をやっている方がそういう思いで農業を見て、そして農業に入ってくるというのもこれからはあるかもしれませんが、その人たちは農業のノウハウを持っていませんから、むしろ農業経営体と連携した方がいいのです。

両方が持っているものをうまく出し合うという方がよほどいい。ですから、今、いろいろ食品企業とかコンビニとかそういうところが直接農業をやっているように見えますけれども、多くは農業者と手を組んでいるということです。販路の確保とか加工だとか、そういうところで企業側がノウハウを出している。Win - Winの関係を築いていくというのが多いと思います。そういうのが私は合理的ですし、効率的だと思います。

○大上委員 分かりました。ありがとうございます。

○岡分科会長 他はいかがでしょうか。

どうぞ。

○安念委員 どうもありがとうございました。農業が大切だというのは、心情的にはよく分かるのですが、私も北海道農村地帯に生まれて、もう一つ申しますと、実は私は大学生のときに人並みに官庁回りをして、かつての農林省から内定をいただいたことがございまして、ひょっとすると私は高木次官の下でしごき抜かれたのではないかと思いますので、心情的にはよく分かるのですが、しかし、農業が衰退するのが問題である、再生が必要であるというのが理屈においてはどうしても納得できないところが残る。というのは、今まで幾らも産業は衰退していたのです。例えばそれは繊維産業はそうだと、石炭産業はそうだと、アルミの精錬もそうだと、ついでに言えば半導体もそうだと。最近ではどうもテレビも駄目だと。どんどんいろんな産業が衰退している。それはなぜ衰退したかという簡単な話で、付加価値が少ないからです。先進国では付加価値の少ない産業は、個別にはその企業が残ることはあっても、産業としては生きていけないのは当たり前。だとすると、米や麦に付加価値をどれだけ高めようといっても、それは全体としては無理です。よほどの高級酒をちょっとだけ作るというのは分かりますけれども、大きな産業としては元々無理なのではないかと思う。

つまり、元々生き残れないものは生き残れないでしょうがないのではないかと、どうしても理屈では思ってしまうのですが、先生はその点についてはどうお考えになりますか。

○高木副理事長 私が農林省に入るころ、言ってみれば農業バッシングの時代でした。要するに経済界は右肩上がりの高度成長路線ですから、高いコストを払って農産物を作れば賃金を上げなければいけない。それよりは安いものをどんどん入れろと。日本の農業はあ

る意味要らないという議論が一方で確かにありました。

私はそういう中で、それはちょっとおかしいのではないかと、やはり日本の農業とか食料とか農村というのはトータルで考えるべきで、農業というものが確かに私は産業と申し上げましたけれども、これはそういう全体の中での産業であって、農業だけを取り出して他の産業と一緒にして、一緒に論ずるのは非常に無理があると思うのです。それはどこの国でも、特に先進国はみんな農業というものを一定水準守っています。その守り方は先ほど申し上げたように消費者負担か納税者負担か、ないしはその組み合わせか。消費者負担は不透明であって透明性を欠いていますから、これは納税者負担に切り替えていくべきだと。

そうすると、守り方を変える。守り方を変えるというときに、この政府の方針にもありましたけれども、国民は関税が下がる、差益を取らなくなれば、それだけ安いものによって益を受けるわけですから、その代わりどこまで日本の農業を守るかというのは、まさに国民としての認識だと思えます。これはあっていいと思えます。

守る対象についてもきちんと透明性のある経営をしているということは大前提だと思えますけれども、そういうものであれば、私はいろんな意味で農村の基盤になるし、皆さんから見れば大した雇用力はないではないかということなのですが、それなりの雇用力はあるのです。要するに加工所でお年寄りが働ける、ないしは若い人は力仕事をやらなければいけません、そういうことで働ける。そうすると、かなりその地域、農村ですけれども、少なくとも20~30人パートを含めれば雇用の場になる。それは重要なことだと思うのです。

ですから、強い農業が核になって農村にあるということ、そしてそれとの関連で加工業がある、ないしは商売があるということで6次産業化とか農商工連携とかそういうことはあっていいと思えます。そういうふうに農業、農村、食料というのはトータルで考えて判断をすべきだと。

そのときの判断基準が先ほど申し上げたように、一体消費者負担でどれだけ負担しているのか。納税者負担でどれだけ。それが米はどうなのか、畜産はどうなのか、そういうことがまるっきり情報として開示されていない中で、納税者負担に切り替えるのだといっても国民は納得しませんね。だから、そういうものをきちんとまずはこの規制・制度の改革の大前提として、そこを見て、どういう農業を目指すのかということを決めて、そのために規制・制度の改革というのは大きくどうなるのか。大きくどうなのかが決まれば、あとはそれを前提にして何を変えていくか。そういうディテールの話になっていくと思えます。だけれども、ディテールをいくらやっても絶対大きな改革は生まれないと思うのです。ですから、私は今の農業の特に危機的な状況から言えば、そういう逆のアプローチ、大きな方向を決めて規制・制度改革の大きな枠組みを決めて、その中でどうしようかということをやっていく。そのときに大前提として今申し上げたような消費者負担、納税者負担。

もう一つは、方針で出ている一体改革、それが経営全体を捉えたことであれば私はすごく正しいと思えます。所得補償の仕方も、要するにコメ・麦などモノごとではなくて経営

として捉える。そういうことにすれば、規制・制度は全然やり方が変わってくると思うのです。私はそういうことで、農林省で、いろいろと戦いながら何とか強い農業にと思ってやってまいりましたし、今もその思いは変わりません。

○安念委員 ありがとうございます。

○岡分科会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○翁委員 ありがとうございます。農地のことについて、先ほども少しお話があったのですが、2ページでデータベースのことと簡素な法制と所有と利用の分離という新たな仕組みについて高木先生は書いておられるのですが、これは包括的に進めていく必要があるのか、それともまずデータベースをつくっていくということが突破口になるのか、戦術論というか、どういうふうに進めていくのが最も適切なのかということについてお考えをお聴かせいただきたいです。

○高木副理事長 私は恐らく現実には全部一遍にさっとやるのはなかなか難しい。ですけれども、先ほど申し上げたように、大きな枠組みはこうだと、その中でこれをまずやる、または並行してやる。そしてフォローをしながら、その大きな方向はこれだと、例えば私が出しているようなことであるというならば、それに具体的に近づけるようにやってもらうけれども、それが同時並行にできない場合にはそれを同時並行ではないけれども、必ずこちらの今まだ手を付けていないところというものをにらみながら、こちらがそれによって改革が遅れたりすることのないように、こちらもきちんとにらみながら改革するというようなやり方だと思うのです。いつも総合的にチェックするというのをやれば、恐らくできると思うのです。

それをみんな分けてしまう、ばらばらにしてしまうと、結局それぞれをやってトータルどうなったのだということが見えなくなると、効果がどうなのかというのも見えなくなる。ですから、効果を見るためには全体の枠組みというものをきちっといつも念頭において、いつもその原点に戻しながらやるべきではないかと思えます。

○翁委員 農水省はこういうことが大事だということとはとっくの昔に気がついているはずですね。ですから、それこそこの仕組みをつくってやってもらえれば、農水省についてはどうなのでしょう。先ほど議論がありましたけれども、高齢化が進んでもうぎりぎりの段階まで来ていて、産業全体のことを考えれば、もうほとんどやるべきことというのは見えているのに、それは政治的なプレッシャーが最も大きな抵抗になっているというふうに、行政サイドでは既にそういった認識は持っていて、そこがネックなのだとお考えになっておられますか。

○高木副理事長 もちろん、いろんな事情が絡んでいると思うのです。ただ、分かっているからやるかというのと、分かっているけれども、今の状況ではどうか。持ち出せばつぶされるという判断はあるわけです。今の現役がどちらを判断しているのか分かりません。しかし、おっしゃられるように、今、ここまで農業が非常に厳しい状況になってきている

認識は、別に私も現役も変わらないと思うのです。

ただ、それを現実にやろうとしたときに、私はこういうふうにもいろいろ言えますけれども、現実に言ったときにどういう反応が出るか。行政の人というのは、私もそうでしたけれども、実現可能性というものをまず考えますね。実現可能性がどうも今出してもたたかれて終わってしまう。要するにいろんな関係で見てくると、一遍出してたたかれてしまうと、同じことを2度出すのはなかなか難しいのです。だから、出すとすれば大きくきちつと戦略を立てて、戦術を立ててやっていく。そういうものが例えば規制・制度改革の中で大きく出ていただければそういうことになる。ただ、そのときにどういうふうに政治とかが反発するか、それは計算をした上で戦っていただかないといけないのではないのでしょうか。

○岡分科会長 ありがとうございます。

まだ議論は尽きないかと思いますが、時間が来ましたので、ここでこの議論は終わらせたいと思います。先生、お忙しいところを本当にありがとうございました。勉強になりました。

それでは、最後に次回の分科会の日程についてですが、2月13日の月曜日、午後3時半より開催する予定ですので、よろしく願いいたします。

なお、第1WGは2月9日の木曜日の午後1時半より開催いたします。

第2WGは2月2日の木曜日、午後1時半より開催いたしますので、こちらについてもよろしく願いいたします。

それでは、以上で会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。